

日本橋税理士政治連盟規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は日本橋税理士政治連盟（略称「日本橋税政連」）という。

(本 部)

第2条 本連盟の本部は東京都中央区に置く。

(目 的)

第3条 本連盟は、税理士の果たすべき社会的役割を踏まえ、その社会的地位の向上を図るとともに、納税者のための民主的税理士制度及び租税制度を確立するため、必要な政治活動を行う事を目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

1. 税理士および納税者の政治意識ならびに租税倫理の高揚を図るための政治活動。
2. 政府、政党および国会議員等に対する陳情、請願等の政治活動。
3. 公職選挙法及び政治資金規正法に基づく諸活動。
4. 会員に対する情報の提供。
5. 東京税理士政治連盟に加入し、同連盟との連絡ならびに連携の強化。
6. 前各号のほか本連盟の目的達成に必要な事業。

(組 織)

第5条 本連盟の組織は次の通りとする。

1. 本連盟は東京税理士会日本橋支部の区域内に税理士法第18条の規定に基づいて登録を受けた税理士事務所又は税理士法人の事務所を登録した税理士のうち本連盟の目的及び事業に賛同する者を会員として組織する。
2. 本連盟の区域内に住所を有する税理士（前号の対象となる者を除く）、その他本連盟の目的及び事業に賛同する者は賛助会員となることができる。
3. 本連盟は区域内に支部及び部会を設けることができる。

第2章 役 員

(役 員)

第6条 本連盟に次の役員をおく。

1. 会長 1名 副会長 6名以内 幹事長 1名
副幹事長 6名 幹事 34名以内 会計監事 2名
2. 役員は定期大会において選任する。

(平成 26. 6. 24 変更)

(会 長)

第7条 会長は本連盟を代表し会務を総理する。

(副会長)

第8条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事長)

第9条 幹事長は会長を補佐し、会務を執行する。

2. 幹事長はその職務に属する事項で重要と認めるものについては、会長に裁断を求めなければならない。

(副幹事長)

第10条 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹 事)

第11条 幹事は第16条の何れかの委員会に所属し、会務を掌る。

(会計監事)

第12条 会計監事は経理を監査する。

2. 会計監事は本連盟の他の役員を兼ねることができない。
3. 会計監事は本連盟の会務執行に関する会議に出席して意見を述べるができる。但し表決に加わることはできない。

(顧問および相談役)

第13条 本連盟に顧問及び相談役をおくことができる。

第3章 執行機関

(常任幹事会)

第14条 常任幹事会は次の役員によって構成する。

会長、副会長、幹事長及び副幹事長

2. 常任理事会は会長が召集しこれを主宰する。
3. 常任理事会は会務執行に属する主要事項につき審議する。

(幹事会)

第15条 幹事会は次の役員によって構成する。

1. 会長、副会長、幹事長、副幹事長及び幹事、会計監事。
2. 会長は幹事会を召集しその議長となる。
3. 幹事会は、会務執行に関する事項の議決機関とし本連盟の運営及び事業活動に関する主要事項を審議決定する。

(委員会)

第16条 本連盟の事業遂行を有効適切かつ敏速ならしめるため次の委員会を置く。

1. 政策委員会
2. 財務委員会
3. 組織委員会
4. 国会对策委員会
5. 選挙対策委員会
6. 広報委員会

(委員会の職務)

第17条 各委員会はそれぞれ次の職務を行う。

1. 政策委員会は、本連盟の基本政策を企画立案する。
2. 財務委員会は、本連盟の財務強化と健全な運営を図るための諸施策を執行する。
3. 組織委員会は、本連盟の組織活動を統一かつ強化するための諸施策を執行する。
4. 国会对策委員会は、本連盟の事業の遂行に必要な議会对策等の活動の具体策を執行する。
5. 選挙対策委員会は、本連盟の選挙対策を企画立案する。
6. 広報委員会は、本連盟の目的達成のための情報の収集及びその分析、検討並びに機関紙の発行、その他の広報活動を行う。

(委員会の組織)

第18条 各委員会に委員長1名、委員若干名をおき委員長は副幹事長のうちから、副委員長は幹事のうちから、委員は会員のうちから常任幹事会の議を経て会長が委嘱する。

(委員会の運営)

第19条 委員長は委員会を召集してその議長となり委員会の運営にあたる。

(役員及び委員の任期)

第20条 役員および委員の任期は選任後第2回目の定期大会終了の時までとする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠選任による役員および委員の任期は前任者の残任期間とする。

3. 増員による役員および委員の任期は現任者の残任期間とする。

(事務局)

第21条 本連盟の事務局は東京都中央区におく。

第4章 議決機関

(大会)

第22条 大会は定期大会と臨時大会とする。

2. 定期大会は毎年1回6月末日までに会長が招集する。
3. 会長が必要と認めたときは、臨時大会を招集し開催することができる。
4. 会長は、会員の4分の1以上の要求があったときには、その要求から1月以内に臨時大会を招集しなければならない。

(大会の構成)

第23条 大会は、本連盟の最高議決機関とし、会員をもって構成する。

(大会の議事)

第24条 大会の議長は、その大会において選任する。

2. 大会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. その他大会の議事及び運営については、その都度幹事会において定める。

(大会の議決事項)

第25条 大会は次に掲げる事項を決定する。

1. 役員の選任
2. 運動方針の採択
3. 規約の改正
4. 予算および決算の承認
5. その他会務に関する重要事項

第5章 会 計

(経 費)

第26条 本連盟の経費は会費、寄付金およびその他の収入をもって支弁する。

(会 費)

第27条 会費は月額を700円として、年額8,400円とする。

2. 会員は、事業年度開始の日から起算して、6ヶ月以内にその全額を本連盟に納入するものとする。
3. 年度途中で入会する会員は、入会と同時に会費を本連盟に納入するものとする。

(事業年度中途の入会者又は退会者の特例)

第28条 事業年度中途において入会又は退会した者は、入会又は退会した日の属する事業年度分の会費については、第27条の規定にかかわらず、同項の会費の金額にその者が会員である月数（入会した月が1月に満たないときは切り捨て、退会した月が1月に満たないときは1月に切り上げる。）を乗じて12で除した金額を負担する。

(寄付金)

第29条 本連盟は、本連盟の目的に賛同する個人および団体から寄付金を受けることができる。

(事業年度)

第30条 本連盟の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

附 則

1. 本規約は昭和53年6月9日から施行する。
2. 最初の年度（昭和53年6月9日より昭和54年3月31日まで）における会費は2,500円とする。

附 則（平成6年6月24日改正）

この規約の改正は、平成7年度より施行する。

附 則

この規約改正は、平成10年6月17日より施行する。

附 則

1. この規約の改正は、平成14年2月6日から施行する。
2. 前項の規定にかかわらず、第5条第1号の改正規定は、平成14年4月1日から適用する。